

2003年10月22日
(平成15年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横尾裕夫

基本健康診査に係るコンピュータ利用項目の追加について（答申）

2003年（平成15年）10月22日付けで諮問（第120号）された、基本健康診査に係るコンピュータ利用項目の追加について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報保護条例第11条の規定によるコンピュータ利用を認める。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、コンピュータ利用の必要性及び安全対策は次のとおりである。

(1) 本業務の概要について

ア 老人保健法第16条により実施している健康診査は、現在、検診した人数や検診に対する医師の判定結果等をコンピュータ利用により、性別で5歳ごとの年齢階層別に集計処理し、厚生労働省に毎年の実施件数を統計として報告している。

イ 平成12年3月31日付「保健事業実施要領の一部改正について」では、基本健康診査の記録整備として、氏名、年齢、過去の健康診査の受診状況、各種検査結果及び判定結果、基本健康診査の指導区分等を記録し、個別健康教育、健康度評価及び受診記録等の記録と併せて整理し、継続的な保健指導に役立てることとされている。

ウ 本市においても、国の指示に従って、各個人の検査結果を受診記録として継年的に登録し、継続的な保健指導を行うことが強く求められている。このため、平成16年度より各個人の基本健康診査を年度ごとに累積し、各個人の推移を継続的に把握し、将来的に適切な保健師による保健指導を行うこと

ができるようにしたい。

(2) コンピュータ利用の必要性及び安全対策について

ア 現在の入力範囲

受診者番号、各検査項目の有無（白血球数、赤血球数、血色素数、ヘマトクリット、血小板数、総蛋白、総コレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪、クレアチニン、尿酸、GOT、 γ -GTP、ALP、ZTT、血糖値、ヘモグロビンA1c、眼底検査、CR処理）、検査項目と異常の有無（心電図検査、胸部X線直接撮影、かく痰検査、大腸がん検査、疾病分類番号、判定結果番号、保健指導の必要な場合の番号）

イ 追加する入力範囲

問診結果（身長、体重、比体重、既往症、視診結果、打聴診（心音、不整脈）、尿検査結果、浮腫（眼瞼、下瞼）、血压）、各検査項目の測定結果（白血球数、赤血球数、血色素数、ヘマトクリット、血小板数、総蛋白、総コレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪、クレアチニン、尿酸、GOT、 γ -GTP、ALP、ZTT、血糖値、ヘモグロビンA1c、眼底検査）

ウ 安全対策

安全対策としては、「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を遵守し、本業務における個人情報の保護及び安全対策を図る。

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、コンピュータ利用を認めるものである。

(1) コンピュータ利用の必要性

各検査項目の測定結果を入力することにより、各個人の健康状態の把握を容易にし、さらには保健師による保健指導の適切な把握と指導時期が明確になることから、市民の福利の向上を図るために、コンピュータ利用の必要性は認められる。

(2) 安全対策

本業務の処理に当たっては、「藤沢市コンピュータシステム管理運用規程」を遵守し処理するため、安全対策上の配慮がなされていると認められる。

以 上

